#### エバーグリーン・リテイリング株式会社 電気供給約款(スマートゼロプラン) 別紙 I

2025 年 12 月 9 日より施行の電気供給約款 13 (料金) に規定する料金は以下のとおりとします。本別紙 I の適用日は 2025 年 12 月 9 日とします。

ネプランは、当社がお客さまに供給する電気について、再エネ指定の非化石証書を利用して、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に 基づく二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) をゼロとする予定のプランです。当社がお客さまに供給する電気に関する調達計画、電源構成、非化石証書の使 用状況およびメニュー別 CO2 排出係数については、EGR ホームページに掲載しておりますので、EGR ホームページを必ずご覧になるようお願いいたします。 (https://www.egmkt.co.jp/newsroom/powerconfig/)

### 料金等

(北海道エリア)

#### 料金プラン : 北海道 SZ 従量電灯 B

#### イ 適用節用

- 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。 (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワ ット未満である

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等か ら当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロ ワット以上であるものについても適用することがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

### 契約電流

- 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によっ (1) て定めます。
- (ロ) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

#### 二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、電力量料金は、別表 2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申 し受けます。

#### 基本料金

L-4-1 75		
	単位	料金(税込)
10 アンペア	1 契約	0 円
15 アンペア	1 契約	0 円
20 アンペア	1 契約	0 円
30 アンペア	1 契約	0 円
40 アンペア	1 契約	0 円
50 アンペア	1 契約	0 円
60 アンペア	1 契約	0 円

# 電力量料金

	単位	料金(税込)
最初の 120 キロワット時まで(第 1 段階料金)	1kWh	30 円 89 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時まで(第2段階料金)	1kWh	30 円 89 銭
上記超過(第3段階料金)	1kWh	30 円 89 銭

# (東北エリア)

# 料金プラン : 東北 SZ 従量電灯 B

# イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること
- (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロ ワット未満であること

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等か ら当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロ ット以上であるものについても適用することがあります。

供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

# 契約電流

- (イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によっ て定めます
- (p) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。 だし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合に は、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

# 二料金

| 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、電力量料金は、別表 2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し受けます。

# 基本料金

	単位	料金(税込)
10 アンペア	1 契約	0 円
15 アンペア	1 契約	0 円
20 アンペア	1 契約	0 円
30 アンペア	1 契約	0 円
40 アンペア	1 契約	0 円
50 アンペア	1 契約	0円
60 アンペア	1 契約	0 円

# 電力量料全

電刀:	重科金			
Г		畄位	料全(税法)	

最初の 120 キロワット時まで(第 1 段階料金)	1kWh	28 円 07 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第2段階料金)	1kWh	28 円 07 銭
上記超過(第3段階料金)	1kWh	28 円 07 銭

### (関東エリア)

#### 料金プラン : 関東 SZ 従量電灯 B

### 適用範囲

- 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (4) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。 (n) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロ ワット未満であるこ

1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等 から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キ ロワット以上であるものについても適用することがあります。

- 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

#### 契約電流

- (4) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によっ て定めます。
- (ロ) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。た だし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合に は、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

#### 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、電力量料金は、別表 2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申 し受けます。

#### 基本料金

	単位	料金(税込)
10 アンペア	1 契約	0 円
15 アンペア	1 契約	0 円
20 アンペア	1 契約	0 円
30 アンペア	1 契約	0 円
40 アンペア	1 契約	0 円
50 アンペア	1 契約	0 円
60 アンペア	1 契約	0 円

### 電力量料金

主   正		
	単位	料金(税込)
最初の 120 キロワット時まで(第 1 段階料金)	1kWh	27 円 25 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第 2 段階料金)	1kWh	27 円 25 銭
上記超過(第3段階料金)	1kWh	27 円 25 銭

### (中部エリア)

# 料金プラン : 中部 SZ 従量電灯 B

# 一 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。 (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロ

ワット未満であること。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロ ワット以上であるものについても適用することがあります。

供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

# ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によっ て定めます
- (p) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。 だし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合に は、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

# 二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、電力量料金は、別表 2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申 し受けます。

# 基本料金

	単位	料金(税込)
10 アンペア	1 契約	0 円
15 アンペア	1 契約	0 円
20 アンペア	1 契約	0 円
30 アンペア	1 契約	0 円
40 アンペア	1 契約	0 円
50 アンペア	1 契約	0 円
60 アンペア	1 契約	0円

# 雷力量料金

	単位	料金(税込)
最初の 120 キロワット時まで(第1段階料金)	1kWh	27 円 60 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第 2 段階料金)	1kWh	27 円 60 銭
上記超過(第3段階料金)	1kWh	27 円 60 銭

#### (北陸エリア)

### 料金プラン : 北陸 SZ 従量電灯 B

### イ 適用範囲

- 運灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (4) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。 (c) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワ ット未満であること

ッド不同くのこと。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロ ワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

#### 契約電流

- (4) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によっ て定めます
- (ロ) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。た お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合に だし、 は、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

・ 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、電力量料金は、別表 2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申 し受けます。

### 基本料金

	単位	料金(税込)
10 アンペア	1 契約	0 円
15 アンペア	1 契約	0 円
20 アンペア	1 契約	0 円
30 アンペア	1 契約	0 円
40 アンペア	1 契約	0 円
50 アンペア	1 契約	0 円
60 アンペア	1 契約	0 円

### 雷力量料金

7 重行 並		
	単位	料金(税込)
最初の 120 キロワット時まで(第 1 段階料金)	1kWh	22 円 52 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第 2 段階料金)	1kWh	22 円 52 銭
上記超過(第3段階料金)	1kWh	22 円 52 銭

# (近畿エリア)

# 料金プラン : 近畿 SZ 従量電灯 A

# イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- 電灯または小空機器を使用する需要で、次のいすれにも終当するものに適用いたします。 (4) 使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満であること。 (p) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(p)の 契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。
- 中、生命電話によれています。 は治電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

# 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社および送配電事業者との協議によって行います。

# 二 料金

.... 料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー 発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を 使用されない場合は基本料金を申し受けます。

# 其本料金

TVI 1 3/2		
	単位	料金(税込)
1 契約	1 契約	0 円

# 電力量料金

	単位	料金(税込)
最初の 120 キロワット時まで(第1段階料金)	1kWh	24 円 59 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第2段階料金)	1kWh	24 円 59 銭
上記超過(第3段階料金)	1kWh	24 円 59 銭

### (中国エリア)

#### 料金プラン : 中国 SZ 従量電灯 A

# イ 適用範囲

- 週刊期間 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状 送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の 契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

#### 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社および送配電事業者との協議によって行います。

#### 二 料金

刊金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し受けます。

11 32		
	単位	料金(税込)
1 契約	1 契約	0円

#### 電力量料金

 /V=11=		
	単位	料金(税込)
最初の 120 キロワット時まで(第 1 段階料金)	1kWh	24 円 92 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第 2 段階料金)	1kWh	24 円 92 銭
上記超過(第3段階料金)	1kWh	24 円 92 銭

# (四国エリア)

# 料金プラン : 四国 SZ 従量電灯 A

#### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (4) 使用する最大溶量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満であること。 (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送 配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電 流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。

# ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社および送配電事業者との協議によって行います。

### 二 料金

# 基本料金

275 171 MZ	7/- 1 MZ		
		単位	料金(税込)
1 契約	J	1 契約	0 円

# 電力量料金

	単位	料金(税込)
最初の 120 キロワット時まで(第 1 段階料金)	1kWh	25 円 63 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第 2 段階料金)	1kWh	25 円 63 銭
上記超過(第3段階料金)	1kWh	25 円 63 銭

### (九州エリア)

# 料金プラン : 九州 SZ 従量電灯 B

# イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

- (p) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロ ワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

フタールよくののものについても適用することがめります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

- (4) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によっ
- (ロ) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

# 二 料金

行业 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ただし、電力量料金は、別表 2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申 し受けます。

### 基本料金

	単位	料金(税込)
10 アンペア	1 契約	0 円
15 アンペア	1 契約	0 円
20 アンペア	1 契約	0 円
30 アンペア	1 契約	0 円
40 アンペア	1 契約	0 円
50 アンペア	1 契約	0 円
60 アンペア	1 契約	0 円

#### 電力量料金

	単位	料金(税込)
最初の 120 キロワット時まで(第 1 段階料金)	1kWh	24 円 53 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第2段階料金)	1kWh	24 円 53 銭
上記超過(第3段階料金)	1kWh	24 円 53 銭